

セブン銀行デビット付きキャッシュカードにおける特約

会員は、株式会社セブン銀行（以下「カード発行者」といいます。）が発行する「セブン銀行デビット付きキャッシュカードnanaco一体型」（以下「本カード」といいます。）を使用し、nanaco電子マネーサービスおよびnanacoポイントサービスを利用するにあたっては、nanacoカード会員規約（提携先発行カード用）（以下「本規約」といいます。）およびnanacoポイントサービス特約（提携先発行カード用）（以下「PS特約」といいます。）のほか、以下に記載の特約（以下「7BK-DC特約」といいます。）の各条項が適用されるものとします。

特約第 1 条

本規約第2条（6）および本規約第3条第3項の定めにかかわらず、登録会員（本条においては、当社に個人情報を登録しようとする方を含みます。）は、登録会員がカード発行者に対する本カードの申込時に届出た氏名、生年月日、電話番号等の個人情報および当該情報に関する変更届出にかかる情報を、当社がカード発行者から提供を受けることにより、登録会員が当社に対して届出た個人情報として取扱うことに同意するものとします。

特約第 2 条

本規約第13条第4項の定めにかかわらず、当社は、登録会員からカード発行者による本カードの再発行を受けた旨、および使用停止措置がとられた本カードからのnanacoカード内残高およびセンター預り残高（以下あわせて「nanaco残高」といいます。）、nanacoポイントの残高の引継を依頼する旨の通知がなされた場合に限り、当社により本カードの使用停止措置が完了した時点のnanaco残高およびnanacoポイントの残高を引継ぐものとします。ただし、当社により、当社所定の方法にて本人確認が完了している場合に限りです。また、当該引継には、手数料をお支払いいただく場合がございます。

特約第 3 条

本カードの有効期限が到来し、カード発行者により有効期限を更新した新たなカード（以下「更新カード」といいます。）が発行される場合であっても、更新前の本カードのnanaco残高およびnanacoポイントの残高は、更新カードに引継がれません。そのため会員は当該更新前の本カードのnanaco残高およびnanacoポイントの残高を使い切ったうえで、カード発行者の指示に従い自らの責任において当該更新前の本カードを破棄するものとします。

特約第 4 条

会員は、本カードに関連するカード発行者が提供するサービスに関する会員とカード発行者間の契約が解約または終了となった場合には、当社のnanaco電子マネーサービスの会員資格も喪失し、nanaco電子マネーサービスの利用ができなくなります。この場合、当社は、nanaco残高をゼロとすることができ、また、現金の払戻しも行われません。

特約第 5 条

1. 7BK-DC特約またはその他の7BK-DC特約を含むサービスの内容の変更は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

特約第 6 条

本規約第3条第1項の定めにかかわらず、本カードに署名欄がない場合には、本カードへの署名は不要とします。